

令和 6 年 第 1 1 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）

令和6年第11回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和6年11月13日(水)午後3時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について（印西市学校医の委嘱）

日程第 5 議案第1号

令和6年度教育費補正予算について

日程第 6 議案第2号

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第4号

印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第5号

令和6年度末及び令和7年度教職員人事異動方針について

日程第10 議案第6号

工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて（大森小学校大規模改修工事）

日程第11 議案第7号

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて（小中学校教育用パソコン等）

日程第12 議案第8号

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて（小中学校机椅子）

日程第13 議案第9号

教育に関する事務の点検・評価報告書（令和5年度事業）について

日程第14 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡	邊	義	規
1 番	教育長職務代理者	寺	田	充	良

2 番 委 員	豊 田 光 弘
3 番 委 員	長 尾 香 奈
4 番 委 員	屋 敷 毅

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	三 門 宜 典
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 課 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子

(15時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和6年第11回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。ご了承をお願いします。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第9 議案第5号 令和6年度末及び令和7年度教職員人事異動方針

各 委 員
教 育 長

については、会議規則第12条第1項の規定に基づき、会議を非公開とすることを提案いたしますが、ご異議ございませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

それでは、日程第9 議案第5号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第14 その他の後に繰り下げたいと思いますが、異議ございませんか。

各 委 員
教 育 長

異議なし

異議なしと認めますので、よって議事日程につきましてはそのようにいたします。

(会議録署名委員の指名)
教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、豊田委員を指名します。

(会期の決定)
教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)
教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

経過報告。

10月2日水曜日、印旛郡市中学校駅伝競走大会が、松山下公園陸上競技場で開催され、参加してまいりました。

同日、UR賃貸住宅を活用した生涯学習の推進に関する連携協定締結式が市役所で行われ、出席いたしました。

6日日曜日、令和6年度印西市中学生海外派遣研修報告会が市役所で開催され、出席いたしました。

7日月曜日、市長学校訪問が原小であり、同行いたしました。

8日火曜日、同じく市長学校訪問が西の原中学校があり、同行いたしました。

同日第1回教育支援委員会が市役所であり、出席いたしました。

9日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席いたしました。

同日第2回男女共同参画推進本部会議が市役所であり、出席いたしました。

10日木曜日、市長学校訪問が小倉台小であり、同行いたしました。

同日印西市上級職員採用面接があり、この面接につきましては、10月10日、12日から14日、16日、21日まで市役所であり、面接を行いました。

11日金曜日、パリオリンピック出場の陸上競技、三浦龍司選手への市

長特別賞表彰式が市役所であり、出席いたしました。

15日火曜日、令和6年度教育長・校長合同会議が多古町で開催され、出席いたしました。

17日木曜日、県指定無形民俗文化財「鳥見神社の神楽」公開事業が、中根の鳥見神社で開催され、出席いたしました。

18日金曜日、第2回校長研究協議会が船穂中を会場として開催され、出席いたしました。

20日日曜日、県指定無形民俗文化財「浦部の神楽」公開事業が浦部の鳥見神社で開催され、出席いたしました。

22日火曜日、パリのパラリンピック出場、順天堂大学の水泳で荻原虎太郎選手、順天堂大学大学院の陸上で石山大輝選手、順天堂大学職員の陸上で山崎晃裕選手、3選手に対する市長特別表彰式が市役所であり、出席いたしました。

24日木曜日、さわやかハートフルコンサートが文化ホールで、23日から25日までの開催でしたけれども、私は24日木曜日に参観をいたしました。

25日金曜日、市長学校訪問が船穂小であり、同行いたしました。

27日日曜日、木刈中を会場といたしまして、市総合防災訓練が開催され、出席いたしました。

29日火曜日、市長学校訪問が本埜中であり、同行いたしました。

30日水曜日、市教育研究会中学校授業研究会が印西中と印旛中を会場に行われ、私は印旛中のほうに参加いたしました。

31日木曜日、第6回市教頭会議が印旛公民館で開催され、出席いたしました。

同日、印西市・三菱電機株式会社統合デザイン研究所との新しい探究的な学びのデザインに関する連携協定が市役所でありまして、協定を結びました。

11月1日金曜日、第3回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席いたしました。

同日、第3回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席いたしました。

3日日曜日、印西市文化の日功労表彰式典が市役所であり、出席いたしました。

同日、市民文化祭が開催されており、文化ホールでの合唱の集い、イオンホールでの展示部門の参観にまいりました。イオンモールには寺田職務代理のすばらしい作品も展示されておりました。

5日火曜日、第3回校長研究協議会が平賀小であり、出席いたしました。

6日水曜日、第3回教育支援委員会が市役所であり、出席いたしました。

7日水曜日、印西市初級職員採用面接が市役所であり、面接を行いました。

8日金曜日、令和6年度千葉県学校体育研究大会北総大会が文化ホールであり、出席いたしました。この午後には牧の原小と滝野中で研究授業の公開がございましたので、そちらにも参加いたしました。

9日土曜日、市民文化祭があり、文化ホールで行われた歌謡の集いに出席いたしました。

同日、ふれあい文化館まつりがそうふけ公民館であり、参観いたしました。

10日日曜日、市民文化祭があり、文化ホールで民謡の集いに出席いたしました。

同日、いんば公民館まつりが印旛公民館であり、参観いたしました。

11日月曜日、北総教育事務所指導室訪問が木下小であり、参観してまいりました。

同日、庁舎の避難訓練が市役所であり、参加いたしました。

12日火曜日、市教育研究会小学校授業研究会が原山小、記載はありませんけれども、原山小のほかに木刈小、高花小、西の原小、平賀小であり、私は原山小を参観してまいりました。

13日水曜日、本日ですけれども、教育委員学校訪問として大森小、木下小、印西中に、委員の皆様とともに訪問してまいりました。

そして、先ほど令和6年度第1回総合教育会議が市役所であり、皆様とともに参加、出席いたしました。

そして今、令和6年第11回教育委員会定例会がこの場で開催されております。

続きまして、行事予定でございます。

11月14日木曜日、政策調整会議が市役所であり、出席予定です。

同日、第2回カーボンニュートラル推進本部会議が市役所であり、出席予定です。

15日金曜日、行政改革推進本部会議が市役所であり、出席予定です。

同日、印旛中学校創立50周年記念式典が印旛中であり、出席予定です。

同日、第4回教育支援委員会が市役所であり、出席予定です。

17日日曜日、市民文化祭があり、文化ホールで行われるダンスフェスティバルを参観予定です。

同日、小林コミュニティまつりが小林コミュニティプラザであり、参観予定です。

18日月曜日、第122回印旛郡市文化財センター理事会が佐倉市であり、出席予定です。

19日火曜日、第7回市教頭会議が印旛公民館であり、出席予定です。

20日水曜日、令和6年度印教連研修視察・意見交換会が流山市ほかで

	開催され、委員の皆様と出席する予定です。
	21日木曜日、公共施設マネジメント推進本部会議が市役所であり、出席予定です。
	22日金曜日、小林小学校創立150周年記念式典が小林小であり、出席予定です。
	23日土曜日、市民文化祭があり、文化ホールで行われる舞踊と邦楽の集いに参観予定です。
	24日日曜日、市民文化祭があり、文化ホールで行われる能楽の集いに参観予定です。
	27日水曜日、第18回印西小学校駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場であり、参観予定です。
	29日金曜日、令和6年第4回市議会定例会が市役所で開会されます。会期は12月19日までの予定です。
	12月6日金曜日、印旛郡市養護教諭会研修会が文化ホールで行われ、出席予定です。
	11日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席予定です。
	同日、第8回市教頭会議がそうふけ公民館であり、出席予定です。
	12日木曜日、小学校芸術鑑賞教室が文化ホールで、13日までの予定で開催され、出席予定です。
	20日金曜日、第12回教育委員会定例会が市役所であり、出席予定です。
	同日、令和6年度第2回総合教育会議が市役所であり、出席予定です。
	以上でございます。
	ご質問等ございますか。
各 委 員	ありません
教 育 長	では、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。
職 務 代 理 者 (報告第1号)	それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。
職 務 代 理 者	日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	指導課長。
指 導 課 長	臨時代理の報告について。 印西市立小学校及び中学校管理規則第5条に規定する学校医の委嘱を、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。 令和6年11月13日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 ではご説明いたします。

	これは小倉台小学校の学校医の定期異動による退任に伴いまして、日本医科大学千葉北総病院小児科部長からの推薦を受け、那須瑞代医師を学校医として委嘱するものでございます。 任期は令和6年10月1日から令和8年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。
職 務 代 理 者	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
各 委 員	ありません
職 務 代 理 者	質疑なしと認めます。
	以上で、報告第1号は終わります。
(議案第1号)	
職 務 代 理 者	続きまして、日程第5 議案第1号 令和6年度教育費補正予算についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長。
教 育 部 長	議案第1号 令和6年度教育費補正予算について。 令和6年第4回印西市議会定例会に提出する令和6年度教育費の補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。 令和6年11月13日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、概要についてご説明申し上げます。 次のページの議案第1号 令和6年度教育費補正予算をご覧ください。 1ページから2ページをお願いいたします。 はじめに、歳出でございます。 9款教育費の1項教育総務費の増、3項中学校費の増、5項社会教育費及び6項保健体育費の増を合わせまして、歳出予算の総額を1億185万7,000円増額するものでございます。 次に、3ページをお願いいたします。 継続費の補正でございます。 中央公民館空調設備設置工事につきまして、新たに継続費を設定するものでございます。 次に、4ページをお願いいたします。 債務負担行為の補正でございます。 原小学校警備業務委託など、3件につきまして準備期間の確保等により、新たに債務負担行為を設定するものでございます。詳細につきましては担当課長からご説明いたします。
職 務 代 理 者	指導課長。
指 導 課 長	指導課でございます。 審議資料の1ページをご覧ください。 令和6年度補正予算歳出でございます。

職務代理者
学務課長

9款1項3目教育研究指導費、特別支援教育事業委託料59万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、医療的ケアを必要とする児童が1名追加されたため、業務委託料として増額補正を行うものでございます。

続いて2ページをご覧ください。

9款1項3目教育研究指導費、小学校英語コーディネーターに係る会計年度任用職員に要する経費として285万1,000円の増額補正でございます。内訳は、会計年度任用職員報酬176万4,000円、職員手当等期末手当44万2,000円、職員手当等勤勉手当37万2,000円、共済費27万3,000円。補正理由につきましては、人事院勧告により給与改定を行うことにより令和6年度4月に遡及して報酬単価等の改定を行うものでございます。

学務課長。

続きまして学務課です。

審議資料の3ページをご覧ください。

9款1項3目学習指導員・介助員及び日本語指導員に要する経費2,202万3,000円の増額補正でございます。詳細につきましては報酬1,330万5,000円の増額、期末手当、職員手当等期末手当341万5,000円の増額、同じく勤勉手当286万8,000円の増額、共済費243万5,000円の増額となっております。補正理由としましては、令和6年度人事院勧告による給与改定に伴う報酬単価等の改定を、令和6年度4月に遡及して行うこととなったため、報酬等を増額するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

4ページをご覧ください。

9款1項4目教育センター費、学校司書に係る会計年度任用職員に要する経費として529万5,000円の増額補正でございます。内訳は、会計年度任用職員報酬302万2,000円、職員手当等期末手当94万5,000円、職員手当等勤勉手当79万3,000円、共済費53万5,000円。補正理由につきましては、人事院勧告により給与改定を行うことにより、令和6年度4月に遡及して報酬単価等の改定を行うものでございます。

続いて、5ページ上段をご覧ください。

9款1項4目教育センター費、教育相談員に係る会計年度任用職員に要する経費として93万2,000円の増額補正でございます。補正理由につきましては、先ほど申し上げたことと同様でございます。

続きまして、下段をご覧ください。

9款1項4目教育センター費、適応指導教室指導員に係る会計年度任用職員に要する経費として399万7,000円の増額補正でございます。内訳は、会計年度任用職員報酬247万2,000円、職員手当等期末手当68万9,000円、職員手当等勤勉手当57万8,000円、共済費25万8,000円。補正理由につきましては、先ほどと同様でございます。

職務代理者
学務課長

学務課長。
続きまして学務課からです。
同じく6ページ下段をご覧ください。

9款3項2目教材に要する経費1,733万3,000円の増額補正でございます。補正理由としましては、令和7年度から使用する中学校全教科の教師用教科書及び指導書の整備に係る図書購入費を増額補正するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。
7ページの上段をご覧ください。

9款5項4目14節工事請負費582万5,000円の増額補正でございます。補正理由といたしましては、空調設備工事に必要な機器の調達等を含め、工期完了には5か月ほど要する状況で、令和7年度の冷房開始までに設置工事を完了させるには、当初予算では間に合わないため、増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、下段をご覧ください。

9款5項4目（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業、14節工事請負費1,304万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正理由といたしましては、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業に伴う新施設及び1号館整備に係る割賦払いに要する消費税相当額の支払い及び令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金の確定により、当初予算計上との差額を増額するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。
8ページの上段をご覧ください。

9款6項1目保健体育総務費、歯科衛生士に係る会計年度任用職員に要する経費として4万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、人事院勧告により給与改定を行うことにより、令和6年度4月に遡及して報酬単価等の改定を行うものでございます。

以上でございます。

職務代理者
学校給食課長

学校給食課長。

9款6項3目学校給食費につきましては、賄材料費の増額補正でございます。審議資料8ページの下段をお願いいたします。下段の高花学校給食センター事業では、543万7,000円の増額補正でございます。

審議資料9ページでございますが、上段牧の原学校給食センター事業では、825万9,000円の増額補正でございます。中段、印旛学校給食センター事業では、435万5,000円の増額補正でございます。下段の中央学校給食センター事業では、1,187万5,000円の増額補正でございます。

補正の理由につきましては、令和6年度当初予算要求以降も食材価格等の高騰が続いており、予算に不足が生じるため増額するものでござい

職務代理者
生涯学習課長

ます。

以上でございます。

生涯学習課長。

10ページをご覧ください。

継続費の補正でございます。中央公民館施設管理に要する経費、中央公民館空調設備の設置工事でございます。継続費を設定する理由でございますが、令和7年度の冷房開始までに設置工事を完了させるには、当初予算では間に合わないため、継続費を補正させていただくものでございます。なお、継続費の期間は令和6年度から7年度、金額につきましては1,855万7,000円でございます。

年度区分といたしまして、令和6年度に742万円、令和7年度に1,113万7,000円でございます。

以上でございます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

債務負担行為、学務課からです。

11ページをご覧ください。

9款2項1目小学校管理運営に要する経費2,698万3,000円の債務負担行為で、原小学校警備業務委託でございます。補正理由としましては、原小学校第2校庭使用における警備事業の令和7年度事業の実施に向けて、準備期間の確保が必要なこと、また事業期間が複数年度にわたることから債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

12ページをご覧ください。

同じく債務負担行為の設定でございます。

9款5項4目（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業93億3,802万9,000円でございます。内訳といたしましては、12節委託料、設定額は61億118万2,000円、13節使用料及び賃借料、設定額は5億9,895万6,000円、14節工事請負費、設定額は26億3,789万1,000円でございます。

債務負担行為の限度額は先ほど申しあげた額でございまして、設定期間につきましては、令和6年度から令和26年度まで、年度区分といたしましては令和6年度に25億2,595万8,000円、7年度に3億9,989万4,000円、令和8年度から26年度までは各3億3,748万3,000円でございます。

補正理由といたしましては、物価上昇に伴う事業費の増額により、令和6年度から令和26年度までの債務負担行為を組み直すものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

同じく債務負担行為の設定でございます。9款5項5目図書館施設管理に要する経費、14節工事請負費、設定額は275万円でございます。事項

といたしましては、小倉台図書館冷温水機冷却塔修繕工事、設定期間は令和6年度から令和7年度、年度区分といたしましては令和6年度は0円、7年度が275万円でございます。

補正理由でございますが、小倉台図書館の空調用冷温水機の冷却塔については、メーカーの部品生産終了から、特注部品による修繕となり、令和7年度の冷房使用開始までに修繕を完了させるには、令和6年度からの工事発注が必要なため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以上が令和6年度教育費補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

職務代理者

ありがとうございました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊田委員。

豊田委員

3点ほど伺います。

まず、教育総務費の補正でございますけれども、ほとんど臨時非常勤職員ですか、会計年度職員さんの給与の改定だとか、人事院勧告に伴う改定ということでございますけれども、まず改定率というのは何%ぐらいなのか、まずその1点を伺います。

あと、2点目でございますけれども、9款6項3目の学校給食費2,992万6,000円の増額補正になっておりますが、これについて現在の執行率を伺います。

それから、3点目が債務負担行為でございますが、9款2項1目の学校管理費の小学校管理運営に要する経費2,698万3,000円、令和6年度から令和9年度までの債務負担行為ですけれども、7年度から9年度にかけて金額が変わってくるというのはどういった理由なのか教えていただけますか。

この3点についてご質問します。

職務代理者

まずどれから。

豊田委員

平均の改定率というのはどのぐらいになるのか。報酬ですね。

職務代理者

指導課長。

指導課長

上昇率につきまして、今手元に資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

職務代理者

学務課長。

学務課長

学習指導員それから介助員、日本語指導員、率ですと今すぐちょっと計算ができないのですが、金額で幾ら上がったかはすぐ分かるので、それをちょっとお伝えして。

豊田委員

例えば1人当たりとやるかとかいうことですか。

学務課長

そうですね、時給単価ということになります。

豊田委員

時給の単価ということですね。

指 導 課 長	全体の平均で結構です。 学務課、指導課にかかわる会計年度職員の時給単価上昇率は、約1.09%でございます。
職 務 代 理 者 学 校 給 食 課 長	学校給食課長。 2点目の執行率についてお答えいたします。 執行率ですが、令和6年11月11日現在で申し上げますと、予算額が7億7,804万1,000円に對しまして、執行額が4億1,227万3,529円で、執行率が約53%でございます。 以上でございます。
職 務 代 理 者 豊 田 委 員 職 務 代 理 者 学 校 給 食 課 長 豊 田 委 員 学 校 給 食 課 長	豊田委員。 今の数字は10月末ということによろしいですか。 学校給食課長。 委員おっしゃるとおりでございます。 3月までで不足が生じるという感覚ということによろしいですか。 現在の予算ですと不足が見込まれるため、今回約2,900万ほど増額補正をしまして、3月末まで不足が生じないよう対応していくものでございます。
職 務 代 理 者 学 務 課 長	学務課長。 3点目の債務負担行為ですが、この年度単価が上昇しているということですが、こういうふうなご時世になりまして、人件費もいわゆる上がっていくということです。どれくらい上がっていくかということと20%ぐらい、かなり大きなパーセントということで、令和9年度は20%ほどで安心かというのはちょっと不明な部分もありますが、それを見込んで計上させていただいています。 以上でございます。
職 務 代 理 者 豊 田 委 員	豊田委員。 じゃ、賃金の上昇率を見て20%を見込んで積算されているということによろしいですか。
学 務 課 長 職 務 代 理 者 豊 田 委 員	はい。 豊田委員。 ちょっと教えていただきたいんですけど、こういう人件費的なものって、やはり債務負担行為って通常やられるのでしょうか。例えば長期継続契約だとかそういうものじゃ駄目だということですか。
職 務 代 理 者 学 務 課 長	学務課長。 こういったケースは、本市の場合は債務負担行為でやっているというのが通例でやっております。
職 務 代 理 者 豊 田 委 員	豊田委員。 それであれば結構です。要は4月からすぐサービスを受けなければいけないということですから、4月の段階では既に契約が済んでいて、債務負担行為で確実に予算を確保するという考えでよろしいわけですね。

職務代理者 屋敷委員	ありがとうございました。 屋敷委員。 審議資料の12ページにあります（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業について、お伺いをしたいと思います。
職務代理者 生涯学習課長	93億と大きな金額ですけど、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費とありますが、その内容について教えていただければと思います。 生涯学習課長。 お答えいたします。93億の内訳といたしまして、まず委託料についてご説明をいたします。こちらの複合施設につきましては、指定管理者による管理運営を行う形でございます。この委託料につきましては、その指定管理者に支払う委託料でございまして、施設の管理運営に要する費用でございます。 続きまして、使用料及び賃借料でございますけれども、当事業の中の一環として民間の駐車場が整備されます。その駐車場を市のほうで賃貸する計画でありますので、その駐車場の賃借料でございます。
職務代理者 屋敷委員	最後に工事請負費につきましては当該事業施設の建設費用ということでございます。 以上でございます。 屋敷委員。
職務代理者 生涯学習課長	事業について、工事は順調に進んでいるのかお尋ねしたいと思います。 生涯学習課長。 本工事につきましては順調に進んでおります。10月末現在の進捗率につきましては約83%というところでございまして、令和7年4月1日に開館予定でございます。
職務代理者	以上でございます。 ほかにありませんか。よろしいですか。 それでは、質疑なしと認めます。 議案第1号について採決を行います。 お諮りいたします。 議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各委員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
(議案第2号) 職務代理者	日程第6 議案第2号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
学務課長	学務課長。 議案第2号 印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定

について。

印西市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年11月13日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それではご説明いたします。

審議資料2の1ページをご覧ください。

まず1点目の改正の要旨でございますが、申請期日の変更を行うためのものであり、第7条第1項第4号中の2月1日を12月1日に改めるものでございます。

続きまして改正の理由の主なものにつきましては、住民情報系システムの全国標準化に伴い様式の変更が生じたため等でございます。

まず1つ目として、第8条1項中の「就学援助費支給決定通知書」を「就学援助費認定通知書」に、「就学援助費支給却下通知書」を「就学援助費非認定通知書」に改め、同条第2項中の「就学援助費支給決定通知書」を「就学援助費認定通知書」に改めるものでございます。

また、同様に第11条第1項中の「就学援助費支給明細書」を「就学援助費支給通知書」に、「校長に通知し」を「校長及び児童生徒認定者に通知し」に改めるものでございます。

さらに、第14条第1項各号列記以外の部分中「支給」を「認定」に改め、同条第2項中の「支給」を「認定」に、「就学援助費支給取消通知書」を「就学援助費認定取消通知書」に改めるものでございます。

最後に第15条中の「支給を取り消した」を「認定を取り消した」に改めるものでございます。

なお、別記第2号様式を次のように改めております。

ご審議のほうよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありません

質疑なしと認めます。

議案第2号についてを採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

	提案理由の説明を求めます。 学務課長。
学 務 課 長	議案第3号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。 令和6年11月13日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それではご説明いたします。 審議資料3の1ページをご覧ください。 住民情報系システムの全国標準化に伴う様式の変更があり、第3条第1項中「学区外就学願」を「就学校変更申請書」に改め、別紙様式を次のように改めるものでございます。 ご審議よろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。
職 務 代 理 者	ありがとうございます。 これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
各 委 員 職 務 代 理 者	ありません 質疑なしと認めます。 議案第3号について採決をいたします。 お諮りいたします。 議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各 委 員 職 務 代 理 者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
(議案第4号) 職 務 代 理 者	日程第8 議案第4号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第4号 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。 令和6年11月13日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それではご説明いたします。 4-1ページ、議案第4号審議資料をご覧ください。 1 改正の要旨でございますが、様式中から「保険証」を「個人番号

カード」に改めるものでございます。

2 改正の理由は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止に伴うものでございます。

3 施行期日は令和6年12月2日でございます。

4 新旧対照表をご覧ください。

このたびの改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止に伴うものでございまして、様式中から保険証を個人番号カードに改めるものでございます。

現在、図書館資料の個人貸出しを希望する者に、図書館カードを交付する際に記載していただく図書館カードの住所確認の書類といたしまして、身分証明書、運転免許証、保険証、その他の書類をご提示いただいております。このたびの法律の改正に伴いまして、審議資料の4-2ページ目をご覧くださいますと、こちらの図書館カードの申込書の中段のところにございますけども、住所確認の欄の右側ですね、旧の保険証というものを個人番号カードに改めるものでございます。

また、附則になりますが、この規則は上記の法律の施行に合わせまして、令和6年12月2日に施行いたします。

説明は以上となります。

職務代理者

ありがとうございました。

この件の質疑を行います。

質疑はございませんか。

屋敷委員。

屋敷委員

図書館カードの申込書に住所確認の欄でその他とあるんですが、このその他はどのようなものでしょうか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えします。例えば診察券、公共料金の支払用紙、封書ですとかはがきをご提示いただいております。

以上でございます。

職務代理者

屋敷委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

屋敷委員

それは市内に在住していることが証明できればいいというようなことですか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えします。当該図書館カードの対象となる方は市内在住・在勤・在学の方でございますので、そういったものをご提示いただいて確認をさせていただいているといった状況でございます。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、議事日程の順序に変更がありましたので、日程第9 議案第5号については、日程第14 その他の後で行うことにいたします。

(議案第6号)
職 務 代 理 者

日程第10 議案第6号 工事請負契約締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第6号 工事請負契約締結に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和6年11月13日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

1 名称ですが、大森小学校大規模改修工事。

2 場所ですが、印西市大森3350番地。

3 契約の方法ですが、制限付き一般競争入札、総合評価方式です。

4 契約の金額ですが、15億5,650万円です。

契約の相手方ですが、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地の1、古谷建設株式会社です。

次に、審議資料6の1ページに基づいてご説明いたします。

1と2につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

3 工期につきましては、契約日の翌日から令和8年10月30日まででございます。

4 施設の概要等につきましては、1万9,902.61平方メートルでございます。

(2)構造規模は、ア普通教室棟、(ア)既存校舎、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延床面積2,069.5平方メートル、主要室等は普通教室、昇降口等です。

(イ)増築建物1として、鉄骨造地上3階建て、延床面積93.57平方メートル、主要室等、エレベーター。

(ウ)増築建物2として、鉄骨造地上3階建て、延床面積24.75平方メートル、主要室等、手洗い場。

(エ)増築建物3として、鉄骨造地上3階建て、延床面積93.06平方メ

ートル、主要室等、手洗い場。

イ 管理・特別教室棟、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延床面積2,152.87平方メートル、主要室等職員室、保健室、特別教室等。

ウ 配膳室棟、鉄骨造平屋建て、延床面積38.47平方メートル。

エ 増築建物4、鉄骨造平屋建て、延床面積62.23平方メートル、主要室等、倉庫、プール用トイレ。

5 工事概要につきましては、(1)普通教室棟、ア 既存校舎、(ア) 建築工事、屋根、防水、外壁、内装等の改修。

6-2ページをご覧ください。

(イ) 電気設備工事として、受変電設備、配管、配線、分電盤等の更新及び太陽光発電の新設

(ウ) 機械設備工事、給水設備、排水設備、空気調和設備等の更新

イ 増築建物1、エレベーターの新設。

ウ 増築建物2、手洗い場の増床。

エ 増築建物3、手洗い場の増床。

(2)管理・特別教室棟、ア 建築工事、屋根、防水、外壁、内装等の改修。

イ 電気設備工事、照明設備、火災報知設備等の更新。

ウ 機械設備工事、空気調和設備、換気設備、衛生器具設備等の更新。

(3)配膳室棟、ア 建築工事、防水、外壁、内装等の改修。

イ 電気設備工事、照明設備の更新。

ウ 機械設備工事、空気調和設備の新設。

(4)増築建物4、倉庫及びトイレの新設でございます。

6-3ページは配置図、審議資料の6-4ページは1階平面図、6-5ページは2階平面図、6-6ページは3階平面図、6-7ページは屋上平面図でございます。

次に、6-8ページの入札経過表をご覧ください。

本工事は総合評価方式による制限付き一般競争入札として、令和6年8月5日に公告したところ、2者から入札参加の申請があり、入札が9月24日に2者で行われましたが、2者とも入札金額が予定価格よりも上回ったため、再度2回目の入札を9月25日に行った結果、評価値が最も高かった株式会社古谷建設が14億1,500万円で落札したものでございます。

説明については以上でございます。

ありがとうございました。

この件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊田委員。

今回の契約に関する質問ではないのですが、今回の工事で普通教室棟にエレベーターの新設工事が含まれておりますけれども、今後各

職務代理人

豊田委員

職務代理者
教育総務課長

校について、適時にこういった工事は進めていかれるのでしょうか。

教育総務課長。

お答えいたします。文部科学省のから、令和4年12月26日付けで学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進についてという通知がございまして、長寿命化改修の大規模改修時には施設の全体のバリアフリー化を進めるように通知されておりますので、今後は大規模改修工事等にはエレベーターの設置の工事をしていく予定でございます。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

一口に大規模工事というのは、例えば50%以上だとか何かそういう決まりがあるのですか。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

印西市の場合、大規模改修工事につきましては、築40年以上経っているもので、施設の機能回復を図る建物を長寿命化する整備水準として、仕上げ材の撤去や壁床の仕上げ材の撤去、あと電気設備の配線、機械設備の更新をしています。

20年以上までのものについては保全改修として、当初の機能を図る整備、仕上げ材の改修や照明設備、衛生設備の交換など、壁の塗装、床材の貼りができることで、区分けして工事のほうを実施しております。

豊田委員
職務代理者

ありがとうございました。

ありがとうございます。

ほかに質問はありませんか。よろしいですか。

屋敷委員、よろしいですか。

では、質疑なしと認めます。

議案第6号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)
職務代理者

日程第11 議案第7号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第7号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和6年11月13日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

職 務 代 理 者

豊 田 委 員

職 務 代 理 者

教育総務課長

職 務 代 理 者

豊 田 委 員

職 務 代 理 者

教育総務課長

職 務 代 理 者

長 尾 委 員

1 取得する財産につきましては、小中学校学校教育用パソコン等でございます。

2 取得方法につきましては、制限付き一般競争入札でございます。

3 購入価格につきましては、4,191万円でございます。

4 契約の相手方でございますが、千葉県千葉市中央区問屋町1番35号、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店でございます。

次に、審議資料7-1ページに基づいてご説明いたします。

1 取得する財産の内容でございますが、小学校用のノートパソコンが288台、中学生用が400台。普通教室用でノートパソコンが44台収容可能な充電保管庫が26台、特別支援教室用で10台収納可能な充電保管庫が3台でございます。

教育用パソコンの主な仕様は記載のとおりでございます。

2 納入場所は、印西市立小中学校ほかでございます。

3 納入期限は令和7年3月31日まででございます。

4 取得の理由でございますが、令和7年度の児童生徒数増加分の教育用パソコン及び学級増分の充電保管庫を取得するものでございます。

次に、7-2ページの入札経過表をご覧ください。

本案につきましては、制限付き一般競争として執行したものでございまして、経過を申し上げますと、令和6年10月16日に公告し、2者から入札の申請があり、11月11日に入札を行った結果、1者から応札があり、株式会社大崎コンピュータエンジニアリングが3,810万円で落札したものでございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

豊田委員。

パソコンのメーカーはどちらのでしょうか。

教育総務課長。

A S U S 社製でございます。

豊田委員。

もう既に配置されているものと同じものですか。

教育総務課長。

はい、今回は児童・生徒分の増加分でございまして、今学校で使っているものと同機種のものをご購入させていただき、配備する予定でございます。

ほかに質疑ありませんか。

長尾委員。

パソコンですが、児童には貸与という形で支給されていて、この数量の小学生用の288台、中学生用の400台というのは消耗した分を新しくす

職務代理者
教育総務課長

るという施策でしょうか。

教育総務課長。

児童生徒用のパソコンは貸与でございます。今回の台数につきましては、児童・生徒増分の推計が、令和6年5月1日現在の児童生徒数の増がありまして、その分の数字と教職員の分と予備機分を合わせた台数を増加分として購入する予定でございます。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

ほかに質疑ありませんか。

ありません

質疑なしと認めます。

議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)
職務代理者

日程第12 議案第8号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第8号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和6年11月13日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

1 取得する財産につきましては、小中学校机椅子でございます。

2 取得方法につきましては、制限付き一般競争入札でございます。

3 購入価格につきましては、1,660万6,700円でございます。

4 契約の相手方でございますが、千葉県我孫子市湖北台1丁目13番9号、株式会社東京事務器でございます。

次に、審議資料8-1ページに基づいてご説明いたします。

1 取得する財産の内容でございますが、児童生徒用机775台、児童生徒用椅子が765脚でございます。

2 机椅子の主な仕様でございますが、記載のとおりでございます。

3 納入場所は印西市立小中学校でございます。

4 納入期限は令和7年3月31日まででございます。

5 取得理由でございますが、令和7年度の児童生徒数増加分の机及び椅子を取得するものでございます。

次に、8-2ページの入札経過表をご覧ください。

	本案につきましては、制限付き一般競争として執行したものでございまして、経過を申し上げますと令和6年10月16日に公告し、4者から入札参加の申請があり、入札は11月11日に入札を行った結果、3者から応札があり、入札価格が最も安価であった株式会社東京事務器が1,509万7,000円で落札したものでございます。 説明は以上でございます。
職 務 代 理 者	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 私のほうから一つ。児童・生徒の机と椅子の数が同じではないということが、何かそこに理由がありますか。
教育総務課長	教育総務課長。 今回購入するにあたりましては、児童・生徒分の増加分の購入なのですが、学校に改めて要望を聞きました。学校のほうでは在庫もございまして、そういった在庫も使用しますと少し椅子と机で差が出ていて、今回のこういう数字になったものでございます。
職 務 代 理 者	そうですか、分かりました、ありがとうございます。 ほかに質疑ございませんか。
豊 田 委 員	豊田委員。 机と椅子の入札結果ですけれども、入札金額が、落札率ですよね、かなり低いようですが、こういった備品というのは積算はどんなふうにされているのでしょうか。
職 務 代 理 者	教育総務課長。
教育総務課長	何社か複数から見積りを取りまして、設計金額のほうを出して設計金額として積算しております。
豊 田 委 員	分かりました、ありがとうございました、結構です。
職 務 代 理 者	ほかに質疑ございませんか。
長 尾 委 員	長尾委員。 先ほどのパソコンが小学生用と中学生用と別にあったかと思いますが、今回の生徒用の机と椅子は小・中学校同じもののでしょうか。
職 務 代 理 者	教育総務課長。
教育総務課長	規格、仕様等は同じものでございますが、高さ調節ができますので、児童・生徒の成長に合わせて調節して使用していただく予定でございます。
職 務 代 理 者	ありがとうございます。 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。 質疑なしと認めます。 議案第8号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第8号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各 委 員	異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

職務代理者

日程第13 議案第9号 教育に関する事務の点検・評価報告書（令和5年度事業）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第9号 教育に関する事務の点検・評価報告書（令和5年度事業）について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する報告書を別紙のとおり作成し、同項の規定によりこれを議会に提出して公表する。

令和6年11月13日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは議案第9号についてお手元にお配りしております点検・評価報告書に基づいて概要をご説明させていただきます。

まず、2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。

教育に関する事務の点検・評価等に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により実施するものでございます。

3ページ下段の法律の条文を見ていただきますと、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

点検・評価につきましては、第2期印西市教育振興基本計画に定める4つの基本目標に基づいて、令和5年度に実施いたしました14の主な取組と72事業を対象として行い、事業ごとにS、A、B、Cの4段階で評価しています。また、主な取組ごとに今後の施策の方向性を示しております。

また、2ページ下段に記載した点検評価の流れでございますが、担当課による事業の点検・評価、教育長及び部長による施策評価を行い、その後学校教育、生涯学習それぞれの分野の学識経験者として委嘱している点検評価委員からご意見をいただいております。これらを踏まえまして、教育委員会会議において最終評価をしていただくものでございます。

12ページから36ページにかけましては、評価対象事業の点検評価結果、成果指票に対する達成状況を記載しております。

37ページから51ページにかけましては、点検評価に関するまとめと点検評価委員からいただきましたご意見を記載しております。

評価につきましては、72事業中、S評価が16事業、A評価が55事業、

	B評価が1事業、C評価が0という結果でございます。 評価点検委員の皆様のご意見は、学校教育分野、生涯学習分野に分けて43ページから51ページに記載しているとおりでございます。 点検・評価報告書の概要は以上でございます。なお、今後の予定でございますが、本日報告について議決をいただきましたら、市議会に提出させていただきますして、市のホームページに掲載する予定でございます。
職務代理者	説明は以上でございます。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
長尾委員	長尾委員。 報告書の14ページ、基本目標1の子どもたちの学ぶ力を育む、この事業の8番目の蔵書点検、学校司書の適切な配置について伺います。 私が教育委員になるにあたって、ほかの保護者の方にぜひこれと言ってほしいという意見でいただいたのですが、全小・中学校に学校司書の方が13名配置されているとありますが、今小学校で18校、中学校で9校ありまして、その学校司書の方の13名というのは、人数的に足りている状態でしょうか。
職務代理者 指導課長	指導課長。 お答えいたします。学校司書は、今現在週1から週3の配置というのが今現状でございます。やはりこちらとしても増やしていきたいというふうに考えておりまして、令和7年度増やしていければというような形で予算要求をしているところでございます。
職務代理者 長尾委員	長尾委員。 ありがとうございます。増やしていく予定というのは、人員の数、出勤日数ですとか時間とか、そういうものを全体的に増やしていく予定でしょうか。
職務代理者 指導課長	指導課長。 今現在週1から週3となっておりますけれども、来年7年度は週1ということはゼロ校にしたいと思っていまして、少なくとも週2、多くて週3になるであろうという、今現在の見込みでございますが、今現在よりも学校司書さんがいる時間を、日にちを増やしていく予定でございます。人数も必然的に増える予定でございます。
職務代理者 長尾委員	長尾委員。 報告書の15ページ、基本目標、学校教育の取組1にあります事業の10番目、国際理解教育（外国語教育）の推進について伺います。 市ではイングリッシュ・アカデミーなどに取り組んでいますが、藤代市長は印西市のグローバル化についてもおっしゃっていましたが、国際理解教育、これが新しい何か方向性がありましたら教えていただきたいのと、あと英語マスター、今は漢字マスターなどが小学校であります

が、英語マスターは、これはどのように扱われていくものなのか。例えば内申点に反映されたりとか、受験のときにそれがちょっとポイントになったりするのかなのか、そういうことがありましたら教えていただきたいと思います。

職務代理者
指導課長

指導課長。

1つ目の新しい方向性というご質問ですけれども、藤代市長になって新しい方向性というよりは、令和5年度の段階で市でロードマップを作成しまして、市としては小学校1、2年生から英語の授業を行う教育課程特例校を段階的に増やすという計画がございます。

令和6年度も2校やっております、来年の令和7年度は4校が教育課程特例校となる予定でございます。また、その後は増やしていくということが新しい方向性というか、計画でございます。

2点目の英語コミュニケーション能力検定テスト、英語マスターの内申点等への反映についてでございますけれども、英語マスターは市独自の検定でございまして、他市と平等に測ることができないものとなりますので、一般的に報告書に反映するということは難しいというふうに考えております。

職務代理者
長尾委員

長尾委員。

では、英語マスターは個人のモチベーションを上げていく基準となるようなものにしていくということでしょうか。

職務代理者
指導課長

指導課長。

漢字マスターも英語マスターも、子どもたちの学校だけでなく家庭での学習をよりやる気を認めていくという目的もありまして行っておりますので、子どもたちのモチベーションというか学習に対する意欲を高めてまいりたいということでございます。

長尾委員
職務代理者
長尾委員

ありがとうございます。

どうぞ、長尾さん続けて質問してください。

ありがとうございます。続きまして、報告書の19ページ、基本目標のI 知・徳・体の調和の取れた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むというところの、いのちの授業についてお伺いしたいと思います。

こちらのいのちの授業は3校で実施されているということで、どのような授業の内容なのか、もしその授業の内容が、例えば今問題になっている不登校でしたりとか自殺の問題ですとか、そういうものに関わるようなものでしたら、ぜひほかの学校でも授業に取り入れていただきたいなと思いますが、どのような内容でこれをされているのかと、今後こういうことをどうしていかれるご予定があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

職務代理者
指導課長

指導課長。

いのちの授業は、中学生を対象に医師より専門的な内容で話を学べる

職務代理者
長尾委員

ような計画でございます。3校とありますが、3年間で全中学校9中学校において実施しますので、中学生が在籍中に全員の生徒が受けられるような計画でございます。今現在、性暴力等様々、様々な問題がございます。そういった分野を取り入れていただくようお願いしているところでございます。

長尾委員。

続きまして、報告書の24ページ、基本目標3の指導課関係の事業の、情報化社会に対応した教育の推進についてお伺いします。

小・中学校における情報教育については、印西市はかなり進んでいる学校が多いと感じられます。こちらの報告書では載っておりませんが、令和5年度ではそういった実績があるのかどうかお伺いしたいと思います。

職務代理者
指導課長

指導課長。

令和5年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査というのがございまして、その結果によりますと、教員が授業にICTを活用して指導をする能力という項目で、全国の割合が80.4%に対しまして印西市は84.1%で、全国を上回っております。市内の多くの教職員が肯定的な回答をしており、市内の学校がICTを積極的に導入していると言えます。

また、令和5年度の実績としまして、原山小学校の4年生の実践が、統計・データサイエンス力向上のための授業に係る優秀事例表彰というものを小学校部門の最優秀賞を受賞したり、また児童が、6年生ですが、FIRST LEGO Leagueにチャレンジするという、競技大会におきまして世界大会に出場したりというようなこともございました。

職務代理者
長尾委員

長尾委員。

ありがとうございます。続いて報告書の28ページ、基本目標のⅡ、事業の4の無形民俗文化財の公開についてお伺いしたいと思います。

先日出席しました鳥見神社の際にもお話を伺ったんですが、やはり見にこられる方が例年少なくなっていることですか、担い手不足ということが深刻化しているという中で、鳥見神社では本埜中学校の生徒さんが舞い手をされたりとか、本埜小学校の生徒さんたちがそれを見に行くという、地域と一体、地域と学校とがうまく連携して文化を守っていくというものが見られたんですが、ほかの地域でもそのような形で守っていくことはできそうでしょうか。

白井では神楽はもうなくなってしまったと伺ったので、ぜひ印西ではそういうことを学生で守っていったらいいなと思いますが、いかがでしょうか。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。委員おっしゃるように、中根地区の鳥見神社の神

職務代理者
長尾委員

楽の場合、地元の学校、子どもたちが見学に来ていて、やることを興味深く見ているという姿は捉えたわけですが、子どもの頃からこういった神楽、伝統文化に触れて理解を深める、そして地域を知る、それが郷土愛の醸成にもつながっていくと。そして、見に来てくださる方が多ければ、楽師だったり舞い手の励みにもなると思います。そういった意味で保存にも寄与するものと考えておりますので、他の学校との連携については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

長尾委員。

例えば、中根の鳥見神社は本埜地域でという感じでしたが、どこか伝統文化を守りたいという志がある人であれば、その地域ではない方でもいいという形にもなっていくわけでしょうか。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

無形民俗文化財の保護については、地域の方々の保存会によって保存されているわけですが、獅子舞や神楽というものは神事であるというような意識を持たれている地域もございまして、地域で守っていくんだという意識があるところもございます。その地区ごとで考え方はいろいろあるということですけれども。

そういった中で地域の方々との情報交換の場を実は11月の下旬に予定しておりまして、そういった場で聞き取りですとか情報交換をしてまいりたいと思っております。教育委員会といたしましては、この文化財の活用事業というのは重点的な取組として位置づけておりますので、引き続き充実に努めてまいります。

職務代理者
長尾委員

長尾委員。

続いて、報告書の34ページ、基本目標の生涯学習・青少年健全育成の事業の5に放課後子ども教室の実施についてありますが、そちらについてお伺いしたいと思います。

令和5年度では2か所でこの放課後子ども教室が実施されていると書いてありましたが、令和6年度から3か所になり、今後この放課後子ども教室、あとコミュニティ・スクールについての計画、課題があればお伺いしたいと思います。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

まず、放課後子ども教室についてお答えいたします。

放課後子ども教室といいますのは、地域のサポーターの方々のご理解・ご協力により運営しているものでございますので、地域の方々の人材の確保が課題といいますか必要であると。

それから、教室の運営の調整が必要であると。それから、他の地区への放課後教室の拡大の検討は実施してまいりたいと思っております。

コミュニティ・スクールに関しましては、こちらは学校と地域が連携して子どもたちを学校と地域で育んでいくという仕組みでございます。

職務代理者
長尾委員
職務代理者
豊田委員

したがいまして、子どもたちの放課後の居場所づくり、居場所というのが学校と地域で情報交換、情報共有をして、また課題があれば学校と地域で取り組んでいけるものと考えておりますので、このコミュニティ・スクールを導入、推進していくことは、放課後子ども教室など、放課後児童対策の効果があると考えております。

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

豊田委員、何か質問はありませんか。

それでは、私のほうから2点ほど質問させていただきたいと思えます。

まず24ページ、4の信頼される学校づくり、第1項の安全教育の充実及び第2項の児童生徒・園児の安全確保についてですが、子どもたちの安全・安心については最重要なことだと考えておりますが、今回S評価になっております。令和5年度の実績の目標による効果が認められた事例というものがありませんでしたらお答えいただければと思います。

例えば自転車のヘルメットを配布したりだとか、そういったことも含まれるのかなとは思いますが。何かありましたら教えていただければと思います。

職務代理者
指導課長

指導課長。

お答えいたします。令和5年度は学校の不審者侵入防止を強化する観点から、3段階のチェック体制の見直しというのを市内全校にするように依頼しました。

その3段階といいますのが、1つ目が校門、2つ目が校門から校舎への入口まで、3つ目が校舎への入口の3つでして、その間に死角の原因となる障害物の有無や、例としてシャベルとか掃除用具が無造作に置いてあって、それを不審者が持って学校に来るとかというようなこと、そういった凶器となり得るものが置いていないか。また、門や扉の施錠などについて、各学校で見直し、各学校の危機管理マニュアルに明記するように指導いたしました。

そういったことにより、不審者侵入防止の意識が高まったというふうに見える理由からでございます。

豊田委員

併せて、いい機会なのでもう一つ質問させていただきたいんですけども、今各学校に防犯カメラが設置されていると思いますが、もう既に全ての学校に設置されているのでしょうか。また設置台数については、私は平賀小学校のそばなので、正門のところに設置されているのは分かったのですが、例えば脇道だとかそういうところは未警戒のような状況じゃないかな、設置されているかどうか私もちょっと分からないのですが、増設されていくという計画などはありますでしょうか。

以上です。

職務代理者

教育総務課長。

教育総務課長

小・中学校に防犯カメラは設置されております。数について、今後増やしていくということは、今のところ予定はございません。台数についてはちょっと今手元に資料が。

指導課長
豊田委員

1校3台ついていきます。正門のところとかやはり。

私恐らく見えていないんだと思います。

次、もう1点ですが、26ページの働き方改革の関係ですが、4の信頼される学校づくり、6項の働き方改革について、教職員の人員不足の中、令和4年度と比較して先生方の負担は軽減されているものなのか、また軽減のために何か工夫された点がありましたら教えていただければと思います。

以上です。

職務代理者
学務課長

学務課長。

時間で言わせていただくと、令和4年度と比べていわゆる在校時間の平均を見ると、小学校においては先生方の在校時間が20分減っております。それから中学校においては15分減って、平均です。平均ということを考えれば、そんなに小さな数字じゃないかなというふうには思っております。

工夫点というところですが、今ちょっと委員の皆さんご存じかと思いますが、教員の未配置というようなことが全国的に起こっております。いわゆる小学校でも起こっているんですね。学級担任は必ず配置はされております。この未配置というのはどんなことなのかというと、分かりやすく言えば学級担任以外の先生、我々よく増置というもののなんです。そういう先生方が各学校に配置される目標等を置いています。

それが配置されないと、小学校は何が困るかといいますと、音楽専科がいない、いわゆる学級担任じゃないのですが、専ら音楽を教える先生、あとは専ら図工を教える先生、そういうのも配置できない。そういう先生がいないと、学級担任の負担が結構増えてしまいます。

つまり学級担任の空き時間を少しでもつくろうと思ってその音楽専科を入れて、ある時間1時間、1コマになってしまうかもしれませんが、そこをその先生の違った教務の仕事に充てるという時間ができないということが起こってしまいます。

ただ、各小学校に聞いたところ、その空き時間をうまくつくっているんですね。どういうふうにつくっているかというと、例えば分かりやすくしたいと思いますが、1年生において2クラス作った場合に、Aというクラスの担任の先生をその学年だけの顧問専科にしよう。Aクラス、Bクラスの音楽専科にしよう。そうすると、そのAという先生がBの音楽を教えると、そのBの学級の担任の先生はそこが空くわけですね。

ただ、Aの先生のところに、じゃ、誰が行かなくちゃいけないと、そこを教頭先生が書写で入っております。うまい具合に空き時間をつく

豊田委員
職務代理者

っていると。それで何とか放課後業務量を増やさずに早く帰れるような時間をつくっているというふうな工夫を各学校でなさっているということがあります。ですので、各学校の企業努力ではないんですけども、そういうところがあって何とか少し在校時間を減らそうというふうに努力はしております。

ありがとうございます。

よろしいですか。

私から一つお願いがあります。教育に関する事務の点検・評価報告書は大変よくできていると思います。28ページの文化財保護に関してのお願いなのですが、浦部と中根の神楽に対してですが、大変すばらしいもののなのです。もう少し市民に、特に新住民に対して告知できる方法があったら考えてもらいたいと思います。

多くの人に見学してもらいたいと思っています。1つの案ですが、印西市の各学校より管理者1名、一般教師代表として1名、計2名ぐらいが見学参加していただきましたら、なお一層の盛り上がりが見込められると思います。生涯学習課と指導課の連絡を密にして実現させてもらいたいと思います。これはお願いです。よろしくお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。無形民俗文化財につきましては、委員がおっしゃるとおり、多くの方々に見学していただくことが、舞い手等の励みになるということでございます。この文化財については学校のほうでもふるさと印西学の中で取り上げているところもございます。学校との連携、充実については検討させていただきたいと思っております。

職務代理者

よろしくお願いします。

質疑はございませんか。屋敷委員。

屋敷委員

自分も経験しましたが、青少年の健全育成の行事は、青少年相談員が結構関係していると思うのですが、かなり高年齢化したり厳しい状態ではないかなと思うのですが、実際どのような形になっていますでしょうか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。現在の青少年相談員の構成ということでございますが、まずこの青少年相談員の対象となる方は20歳から55歳までの方に委嘱をさせていただくというところでございます。現在は6割以上の方が40歳以上という状況でございますが、現在活動いただいている皆様はかなり精力的に活動をしていただいております。

年3回の全体活動をされていて、デイキャンプであったりそれからけん玉体験ですとか、わくわく大冒険とかいうことであるわけですが、デイキャンプについてはかなり好評で、定員100に対して2倍以上の200人近い募集もあるというところで、こういった自然に触れ合う機会の提供であったり昔遊び、それから多くのレクリエーションの場を提供

職務代理者
屋敷委員
職務代理者
屋敷委員

していくことは、子どもたちの健全な育成につながっていくものと思っています。引き続き生涯学習課としては青少年相談員の体制の充実など努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

若い後継者を募集できるような形をとっていただければ、ありがたいと思います。

職務代理者
生涯学習課長
職務代理者

そうですね、よろしくお願いします。

はい、分かりました。

それでは議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(その他)
職務代理者

日程第14 その他について何かございますか。

教育総務課長。

教育総務課長

教育総務課からは、議会報告でございます。

令和6年第3回市議会の一般質問の概要を配付させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

教育総務課からは以上です。

職務代理者
学務課長

学務課長。

報告です。

本日、令和6年度第1回教育総合会議が実施され、教育委員の皆様にもご出席をお願いし、原小学校大規模工事の対応について議論をしていただきました。定例会においてもその内容等について簡単に報告をさせていただきます。

議題内容につきましては、まず最初にこれまでの経緯、それから原小学校、西の原中学校の行政区の見通し及びその課題について事務局より説明があり、その説明を受けた後、今後の対応といたしまして、分離新設か現状維持か、それか小学校のみか小・中両方の設立なのかということを中心に議論を行いました。

総括しますと、市長、教育長並びに教育委員の皆様から、現状の原小学校の教育環境、つまり現段階での課題、それから保護者の動向の状況を踏まえますと、新設をしたほうがよいのではないかとというご意見をいただきました。

また、事務局から説明がありました西の原中学校を分離すると、新設

職務代理者
指導課長

校は小規模化する予測となっており、教員配置が極めて少なくなって、生徒への学習及び生徒指導のデメリットが大きいことを踏まえ、中学校は設立せず、小学校のみの設立の方向でよいのではないかというご意見をいただきました。ただ、市長からは、西の原中学校については懸念しているというご意見もいただいております。

最後に、増築を行うにしても分離を進めるにあたっても、課題等につきましては着実に対応するようお願いがあり、本日の会議は終了としました。

報告は以上でございます。

指導課長。

指導課でございます。令和6年度中学校部活動関東大会・全国大会出場者について説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

令和6年度関東大会に出場した選手は9名でございます。体操で印西中2名、陸上競技、木刈中1名、西の原中2名、印旛中2名、水泳で木刈中1名、滝野中1名でございます。

次に裏面をご覧ください。

全国大会に出場した選手は5名でございます。体操で印西中2名、陸上競技、西の原中1名、滝野中1名、水泳、西の原中1名でございます。出場者の氏名や結果につきましては資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。ありませんか。

これでその他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了します。進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いします。

教 育 長

ありがとうございました。

では、事務局から、次回教育委員会会議の開催日について連絡がございます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の教育委員会会議の開催日についてご連絡いたします。

令和6年第12回印西市教育委員会定例会につきましては、12月20日金曜日午後1時30分から、41会議室で行います。当日は定例会終了後に総合教育会議も予定されていますので、併せてご出席のほうをお願いいたします。

以上でございます。

(非公開会議の開始)

教 育 長

それでは、これより非公開とした議題の審議を開始いたします。

傍聴人の方は既に退出されております。

この後、寺田教育長職務代理者、議事進行をお願いします。

〔非公開により省略〕

職務代理者 それでは、私の議事進行はこれで終了いたします。進行を教育長にお
戻しします。よろしくお願いします。

教 育 長 ありがとうございました。

その他、何か皆さんからございますか。

各 委 員 なし

(閉議の宣告)

教 育 長 では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長 以上をもちまして、令和6年第11回印西市教育委員会定例会を閉会し
ます。長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでございま
した。

(17時00分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月13日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 豊 田 光 弘